

令和5年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和5年12月14日(木曜日)

○日時 令和5年12月14日 午後1時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第10号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第11号 令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第13号 網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第14号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(6名)

石垣直樹
小田部照
澤谷淳子
深津晴江
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
戸籍保険課長	渡邊眞知子
戸籍保険課参事	小沼麻紀
社会福祉課長	清杉利明

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早淵由樹

午後1時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案4件について審査いたします。

それでは、まず初めに、議案第14号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、国民健康保険特別会計繰出金について、及び議案第11号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算が関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案第14号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定及び議案第10号及び第11号令和5年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算、産前産後保険料免除分繰出金に係る補正予算につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、追加議案資料24ページ、資料9号を御覧ください。

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、改正の趣旨ですが、国民健康保険法等が一部改正され、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から、出産する被保険者に係る保険料の軽減措置が新設されたことに伴い、当市の保険料について、これに応じた措置を講じるため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容ですが、国民健康保険料につきまして、出産する被保険者の出産予定月の産前産後4か月間、多胎の場合は6か月間に係る所得割額及び均等割額を免除するものです。

また、合わせて関係条文の文言の整理を行うものです。

なお、条例の改正部分につきましては、次ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

施行期日につきましては、令和6年1月1日から

施行し、経過措置につきましては記載のとおりとなります。

続きまして、追加議案資料6号15ページを御覧ください。

補正予算につきまして、1. 補正の理由及び内容ですが、先に御説明しました国民健康保険条例の一部改正による産前産後の被保険者の保険料免除に伴い、免除相当分を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すため、次の経費を追加補正するものであります。また、追加補正された繰出金は、国民健康保険特別会計で道に納付する事業納付金の財源であり、その財源補正をするものであります。

次に、2. 補正額(1)一般会計①歳出予算ですが、令和6年1月から3月までの免除保険料総額を40万円と見込み、その財源は20万円は国庫負担金、10万円はそれぞれ道負担金及び一般財源となります。

2. 歳入予算につきましては表に記載のとおりであります。

続きまして、(2)国民健康保険特別会計、①歳出予算ですが、(ア)一般被保険者医療給付費分につきましては30万円、(イ)一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては10万円を国民健康保険料から他会計繰入金に財源補正するものであります。

②の歳入につきましては、表に記載のとおりであります。

以上で説明終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 産前産後の保険料が免除されるということで、非常にいいことだと思います。

40万円の内訳がどういうふうになっているか伺います。

**○小沼麻紀戸籍保険課参事** では、詳しく説明させていただきます。

まず、1か月の保健所の保険料を平均で1万7,000円と計算しまして、1月から3月までを24か月分と見込んでおります。それぞれ2名から3名程度ですね、詳しく言えば11月出産の方は1か月分、12月生まれの方は2か月分、1月生まれの方は3か月分、2月の方は3か月分、3月出生の方は2か月分という形になりますので、こちらの方を計算させていただいて、合計24か月ということにさせていただきました。

**○村椿敏章委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、国民健康保険特別会計繰出金、議案第11号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○永本浩子委員長** それでは次に、議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、生活困窮者自立促進支援事業、価格高騰重点支援給付金追加給付事業について説明を求めます。

**○清杉利明社会福祉課長** 追加議案資料17ページ、資料6号を御覧願います。

令和5年度一般会計社会福祉総務費、価格高騰重点支援給付金追加給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として所得の少ない住民税非課税世帯に対し、給付金を追加支給するため、次の経費を追加補正するものであり、金額は事務的経費に429万4,000円、給付金に3億4,300万円、合計で3億4,729万4,000円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は全額国庫補助金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

3の事業の概要であります。資料を1枚めくっていただきまして18ページとなりますが、給付の対象は令和5年12月1日現在、網走市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯となります。

なお、今回3万円の給付金と違う要件がありまして、(1)②のところにありますが、今回は、住民税が課税されているものの、扶養親族等のみで構成されている世帯につきましては給付の対象外となっ

ております。

給付の額につきましては、1世帯当たり7万円となり、対象世帯は4,900世帯と見込んでおります。

支給の予定でございますが、対象世帯に対して給付要件確認書を12月中旬に発送し、その返送を受けた世帯に順次支給を開始いたしますが、年内に支給を開始したいというふうに考えております。

また、申請期間につきましては、令和6年3月15日までとしております。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○金兵智則委員** まずお伺いしますけれども、3万円のときと給付の対象要件が変わったということですが、じゃあ対象者数も若干変わっているというところでもいいんでしょうかね。

**○清杉利明社会福祉課長** 3万円のときには、現在、事務は終了しているところですが、対象と思われる世帯が5,506世帯となっております。今回につきましては課税されていない、別世帯の方に、扶養されている方については課税状況から判断できませんので、その世帯は除いております、約4,900世帯というふうに見込んでおります。

**○金兵智則委員** 対象者宛てに通知を出すので、通知される数が4,900ということなんだと思います。

ちなみに、これ追加で最終日ということで上がってきたんですけども、これ当初、12月議会冒頭には間に合わなかったという感じなんですかね。

**○清杉利明社会福祉課長** 国のほうから要件など、基準日等のですね、事務の詳細がですね、市町村のほうに降りてきたのが遅かったということで、議会の冒頭では上程できなかったということがございます。

**○金兵智則委員** 国からの通知がちょっと遅かったと。にもかかわらず12月にやらなきゃいけないというので、多分最終日に出てきたんだと思います。大変御苦労されるんだなというふうに思うところですが、これ12月中旬から通知して、12月下旬より支給開始予定、これ多分通知をして、返ってきて、支給という形になると思うんですけども、12月中に支給ができる人たちは、いつまでに返ってきた分までは行けるんでしょうかね。

**○清杉利明社会福祉課長** いつまでというところは、明確には答えられないんですが、大体、年内の1週間前程度までに届いて、確認書の要件に不備等

がなければ、年内には支給できるのではないかとというふうに考えております。

**○金兵智則委員** ざっくり言うと20日過ぎぐらいがぎりぎりなんだと思うんだと思います。

年末のお忙しい時期に大変な作業がまた加わったのかなと思いますので、ミスのないように頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** これは国がやっている要綱なので確認だけなのですが、これ1世帯当たり7万円ということは、1人世帯でも5人世帯では7万円ということで、変わりがないということで間違いはないですか。

**○清杉利明社会福祉課長** 1世帯当たり7万円ということでございます。

**○古都宣裕委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、生活困窮者自立促進支援事業、価格高騰重点支援給付金追加給付事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

**○永本浩子委員長** 次に、議案第13号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○渡邊眞知子戸籍保険課長** 追加議案資料21ページ、資料8号を御覧ください。

議案第13号網走市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに、改正の趣旨ですが、戸籍法の一部を改正する法律により新たな事務が規定され、その事務に係る手数料の徴収事務及び金額が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されたことから、当市においても同様に規定の整備を行うため、当該条例の所要の改正を行うものです。

次に、改正の内容ですが、1点目は、条例第2条関係、別表第1戸籍法に基づく事務についての手数料に定める事項に、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料の徴収事務及びその金額を新

たに規定するものです。

補足資料の左側の図を御覧ください。

こちらは、新たに規定された事務の流れを図にしたものです。左下の手続をする方が、市区町村で戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号を請求すると、識別符号が発行され、これまで提出していた戸籍証明書に代えて、その識別符号を手続先の行政機関に提出します。行政機関は提出された識別符号をシステム等に入力することで、対象の戸籍及び除籍の電子証明書をダウンロードできるようになります。

資料右側の図は、パスポートの申請手続きの例となっております。網走市でパスポートを申請する場合、これまで取得していた戸籍証明書に変えて市役所で識別符号を申請し、発行された識別符号とパスポートの申請書を振興局に提出します。振興局の職員がその識別符号を連携システムに入力すると、戸籍電子証明書をダウンロードできるようになりますので、戸籍証明書の添付が不要となります。

例として、窓口でのパスポートの申請手続きを御説明いたしました。御説明のとおり窓口での手続きも行えますが、今後は識別符号を利用することでマイナポータルから行えるようになり、一連の申請手続きがオンラインで行えるようになる予定です。

なお、この識別符号の提出が可能となるのは、提出先行政機関における制度整備、システム整備等が必要となる関係上、令和6年度末となる予定です。

2点目は、同じく別表第1に記載されている事項について、文言の修正と電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務及びその内容を表示したものを閲覧に供する事務を新たに規定するものです。

この条例の施行期日は令和6年3月1日となります。

なお、条例の改正部分につきましては、次ページ以降の新旧対照表に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** ちょっと疑問があるので伺いたいですけれども、この識別符号があればこの手続等ができるということだとは思いますが、これがワンタイムパス的な形で、1回1回識別符号を取って同じような書類が必要な、手続をしようと思った場合、この1個の識別符号があればできる形に

なるのか、例えば期限とかが決まっているような形なのか。ワンタイムパスだったら、多分1回しか使えないので、何個も取らなきゃいけなくなったりとかあってあるんですけども、そういったところの指針とかは出ているのでしょうか。

**○渡邊眞知子戸籍保険課長** 具体的にちょっとまだ示されてはおりませんが、おそらくワンタイムではないかと考えております。そうではないと手数料、一度しか徴収することがなくなるといことになると思いますので、必要な手続に合わせて都度申請することになると思います。

**○古都宣裕委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○里見哲也委員** (指名されずに発言)

**○永本浩子委員長** 手を挙げてください。

**○里見哲也委員** 手を挙げただけけれども……。

**○永本浩子委員長** 里見委員。

**○里見哲也委員** 3月1日から施行するってなっていますが、実際の運用開始が令和6年度末というふうに伺いましたが、これきつと全国一斉にスタートするのかなというふうにちょっと想像したのですけれども。つまり、網走にいる人と例えば大空町にいる人とかがパスポートを取るとなると、振興局なので運用開始のときはまた別途窓口貼るのか何かでそういう案内が出るのでしょうか。

**○渡邊眞知子戸籍保険課長** 現在、正式な開始日というのが国から通知はされておりませんが、全国一斉に開始されるものと考えております。

**○里見哲也委員** わかりました。

**○金兵智則委員** 便利になるんだと、後々はオンラインでできるようになるんだということになるんですけども、これ利点として、例えばなんですか、これ今、戸籍証明書を取るのに450円かかりますよね。これでやると400円になると、そこもお得ですよということでの理解でいいんですかね。

**○渡邊眞知子戸籍保険課長** はい、お見込みのとおりです。

**○金兵智則委員** その開始が令和6年度末になるとのことですね。わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 私からもちょっと確認させてほしいんですけども、この識別符号の発行ですね、②で言えば、③で識別符号提出ということなんですが、これは紙で提出される、発行されるような形になるんですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 具体的なものというのがまだちょっとはっきりと示されておりませんので、ちょっと今お答えすることはできかねます。申し訳ございません。

○村椿敏章委員 要は、どのような形でその辺を運用していくかということとはわかりませんが、そういうサービスを市民が受けられるようにするために、一旦ここで条例を変えようということなのですね。

先ほど里見委員も言っていたように、全国でこの条例改正のことが今回3月1日に向けて条例改正を進めているという、そういう状況だということですね。はい、理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、確認だけなのですが、この電子証明書というものがこういう形でできるようになりますよというだけであって、この紙での証明がなくなるという話ではないという理解でよろしいですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 戸籍証明書はこれまでとおりに発行するものになります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

以上で文教民生委員会を終了いたします。

午後1時23分閉会

---